

船舶インシデント調査報告書

令和2年3月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和元年6月8日 18時10分ごろ
発生場所	関門港門司区 門司大里防波堤灯台から真方位358° 1海里付近 (概位 北緯33° 55.6′ 東経130° 55.9′)
インシデントの概要	貨物船あまてらすは、航行中、主機が停止し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年6月24日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 あまてらす、499トン 132255、株式会社 SMHD ディーゼル機関、4サイクル、出力735kW、回転数毎分255、6気筒、ボア340mm、使用燃料A及びC重油
乗組員等に関する情報	機関長、六級（機関）（機関限定）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風速 約2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、航行中、主機が停止して運航不能となり、タグボートにえい航されて関門港門司区の岸壁に着岸した。 本船は、本インシデント後、機関整備業者が調査したところ、主機の燃料油流量計（差圧式）がスラッジ等で目詰まりを起こし、所定の燃料油が供給されていないことが分かった。 本船は、平成29年12月ごろ中古で購入され、燃料油流量計の開放点検がされておらず、また、購入以前の同流量計の整備状況も明らかではなかった。
分析	本船は、航行中、主機の燃料油流量計がスラッジ等で目詰まりを起こしたことから、所定の燃料油が供給されず、主機が停止し、運航不能となったものと推定される。
原因	本インシデントは、本船が航行中、主機の燃料油流量計がスラッジ等で目詰まりを起こしたため、所定の燃料油が供給されず、主機が停止したことにより発生したものと推定される。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・燃料油流量計は、定期的開放点検を行うこと。